

令和7年度 里親委託のしおり



目次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| p.1 社会的養護と里親制度について | p.11 児童の医療費等について |
| p.6 児童の委託までの流れに関して | p.12 進学や就職等、自立支援に関して |
| p.7 児童の委託を受けたら | p.16 里親支援に関して |
| p.9 児童の措置が解除になったら | p.17 里親委託措置費に関して |
| p.10 里親登録上の手続き | p.18 よくある質問集 |

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

川崎市

里親制度は、平成14年、平成20年、そして平成28年の制度改正を経て、社会的養護における重要な役割として非常に注目されています。ここでは全国と川崎市の社会的養護の現況及び里親制度の概要を紹介します。

1. 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育て」ことが基本理念です。

2. 全国の社会的養護の現況

(1) 里親数、施設数、児童数等（「社会的養護の推進に向けて」令和7年6月こども家庭庁）

<里親>

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親全体	17,381 世帯	5,181 世帯	6,406 人
養育里親	14,725 世帯	4,180 世帯	5,027 人
専門里親	712 世帯	170 世帯	208 世帯
養子縁組里親	7,364 世帯	326 世帯	353 世帯
親族里親	632 世帯	580 世帯	818 人

<ファミリーホーム>

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	487 か所	1,810 人

<その他施設>

	施設数	定員	現員
乳児院	147 か所	3,753 人	2,316 人
児童養護施設	607 か所	28,996 人	22,162 人
児童心理治療施設	53 か所	2,007 人	1,287 人
児童自立支援施設	58 か所	3,333 人	1,130 人
自立援助ホーム	369 か所	2,345 人	1,465 人

(2) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の量・質ともに拡充が求められています。

○全国の児童相談所における児童虐待等に関する相談件数は、児童虐待防止法の施行前の平成11年度に比べ、令和5年度には約**1.9倍**に増加しました。

○里親に委託されている子どものうち、約**5割**は虐待を受けた経験があります。

(3) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっています。

3. 川崎市の社会的養護の現況

(1) 里親数、施設数、児童数等

<里親（令和6年度末時点）>

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親全体	210 世帯	84 世帯	96 人
養育里親	131 世帯	61 世帯	68 人
専門里親	9 世帯	2 世帯	2 人
養子縁組里親	80 世帯	15 世帯	15 人
親族里親	8 世帯	8 世帯	11 人

<ファミリーホーム（令和6年度末時点）>

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	2 か所	4 人

(2) 虐待相談・通告件数

令和6年度の児童相談所における虐待相談・通告件数は5,601件となりました。

年度	身体的虐待	養育拒否・怠慢	性的虐待	心理的虐待	合計
令和元年度	692 件	515 件	20 件	2,141 件	3,368 件
令和2年度	778 件	571 件	30 件	2,354 件	3,733 件
令和3年度	1,066 件	1,719 件	36 件	3,011 件	5,832 件
令和4年度	1,084 件	1,225 件	32 件	2,816 件	5,157 件
令和5年度	1,083 件	1,106 件	25 件	2,970 件	5,238 件
令和6年度	1,125 件	1,252 件	34 件	3,190 件	5,601 件

3. 里親制度の動向

(1) 里親制度等の改正の経緯

昭和 23 年 1 月	児童福祉法施行
昭和 63 年 1 月	特別養子縁組制度施行
	・民法の一部改正・養子縁組あっせん事業者届出制度実施、等
平成 14 年 10 月	里親制度改正
	・専門里親、親族里親の創設、等
平成 20 年	児童福祉法改正と里親制度の充実
	・養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分・養育里親の研修の義務化 ・里親支援の法定化・ファミリーホーム制度創設 ・里親手当の倍増への引き上げ、等
平成 23 年	
	・「里親委託ガイドライン」で里親委託優先の原則 ・「社会的養護の課題と将来像」で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後 10 年間で 3 割以上を目標にする ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、等
平成 28 年	児童福祉法改正
	・家庭→「家庭と同様の養育環境」→「良好な家庭的環境」 ・普及啓発からの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけ ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化
平成 30 年	
	・厚生労働省より通知「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」発出 ・里親制度のさらなる推進や施設の高機能化等、社会的養育体制の確保に向けた計画を各自治体において策定することとされた
令和 4 年	児童福祉法改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）
	・家庭養育の推進により児童の 養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。

(2) 里親委託優先の原則

里親委託は次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討すること**

- ア 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。
- イ 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来家庭を築く上でのモデルにできる。
- ウ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。

とされています。

(2) 里親等委託率

里親等委託率の全国平均は約25.1%です。

川崎市の里親等委託率は、約33.7%ですので、全国平均より高い水準と言えますが、里親委託優先の原則のもと、一層の推進が必要です。(令和7年3月末データ比較による)

$$\text{※里親等委託率 (\%)} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{(乳児院入所+児童養護施設入所+里親・ファミリーホーム委託) 児童数}}$$

4. 里親支援機関

里親制度に関する普及啓発からの一貫した里親支援は、都道府県(児童相談所)の業務と位置付けられていますが、そこに含まれる事業を実施する機関を「里親支援機関」と指定することができることとされています。川崎市の全ての乳児院・児童養護施設には、里親支援専門相談員が配置されていることから、全施設を里親支援機関に指定しています。また、事業の委託事業者や里親会についても、里親支援機関と指定しています。

(1) 乳児院

施設名	所在地	問合せ先(里親専門相談員宛て)
しゃんぐりらベビーホーム	幸区東小倉 6-1	520-3606
至誠館さくら乳児院	多摩区菅稲田堤 1-10-5	944-3987

(2) 児童養護施設

施設名	所在地	問合せ先(里親専門相談員宛て)
すまいる	川崎区浜町 2-22-16	742-6230
新日本学園	中原区木月伊勢町 3-3	722-3278
川崎愛児園	宮前区馬絹 1-24-5	855-2591
白山愛児園	麻生区白山 1-1-5	712-4071

(3) フォスタリング機関

川崎市では、里親制度の普及啓発、養育里親の研修、養育里親の委託後の支援等をNPO法人、社会福祉法人に事業委託しています。里親登録者の開拓から、児童の委託後まで一貫して関わることができるのが法人の強みです。

	施設名	所在地	問合せ先
養育里親	NPO法人キアセット	高津区溝口 1-1-26 3階	948-9146
養子縁組里親	かわさき里親支援センターさくら	多摩区菅5-2-1	949-3108

(4) 川崎市里親会（川崎市あゆみの会）

川崎市あゆみの会（里親会）は、市内 100 世帯以上の養育・縁組・親族里親で構成される、里親の当事者団体であり、里親支援機関の一つです。サロンやバス交流研修旅行、新年会など、里親同士子ども同士が楽しみ、つながる機会がたくさんあります。

施設名	所在地	問合せ先
川崎市里親会 （川崎市あゆみの会）	高津区溝口 2-28-19 townhouseMCO106 号 一般社団法人かわさき社会的養育家庭をささえる会内	701-2677

(5) 一般社団法人かわさき社会的養育家庭をささえる会

令和3年8月から、里親が里親の相談にのる川崎市里親ピアサポート事業を「かわさき社会的養育家庭をささえる会」に委託しています。同じ里親の立場の方に、悩みを相談することができます。

施設名	所在地	問合せ先
一般社団法人かわさき社会的養育家庭をささえる会	高津区溝口 2-28-19 townhouseMCO106 号	701-2677

【参考文献】

- ・「社会的養育の推進に向けて」（令和7年6月厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）
- ・「令和6年度川崎市における児童虐待相談・通告件数について」（令和7年5月30日川崎市こども未来局報道発表資料）



児童の委託までの流れに関して



里親への児童委託の基本的な流れは次のとおりです。

① 児童相談所から児童の紹介

保護が必要な児童にとってどのような環境が望ましいかという観点から、児童相談所が関係機関等の意見を聞きながら、児童と里親をマッチングし、里親に児童を紹介します。そのため、里親登録の順番に児童が委託されるわけではありません。

また、児童を紹介する際には、可能な範囲で児童の状況や背景をお伝えさせていただきます。

② 家庭状況等の再確認

里親登録時と家庭の状況が変わっていることがあるかもしれませんので、児童相談所が電話や家庭訪問等により、状況等を再確認します。

③ 施設等に通うなどして児童と面会・交流

里親委託方向が決まったら、児童との面会・交流に入ります。どのくらいの期間で、どのように児童と交流していくかは、児童相談所や関係機関と一緒に検討していきます。必要に応じて関係者とのカンファレンスを行います。

④ 児童相談所が児童の委託を決定（措置決定）

⑤ 里親家庭で養育

児童委託後、約 2 か月間は2週に1回程度、児童相談所の里親担当や担当児童福祉司等が家庭訪問を行い、経過を見ながら相談に乗ります。里親支援機関が訪問させていただくこともあります。

児童の委託を受けたら（必要な事務手続き）

児童の委託を受けたらまずお願いしたいことは、次のとおりです。

1. 「措置決定通知」の受け取り

児童相談所から、「措置決定通知」を受け取ります。これは、児童相談所が法律に基づき、児童の「里親委託」という措置を決定したことを示す重要な書類であり、児童に関するさまざまな手続きにも使用する通知です。内容を確認し、大切に保管してください。

2. 「受診券」の受け取り

児童相談所から、児童の「受診券」を受け取ります。詳細は 11 ページを御確認いただき、大切に保管してください。

3. 「委託証明書」の受け取り

児童相談所から、「委託証明書」を受け取ります。これは、児童相談所が〇〇里親へ△△（児童）を委託している、つまり里親と児童の関係を証明するものです。措置決定通知同様、手続きにも使用する書類ですので、大切に保管してください。（委託直後ではなく、必要に応じて発行する場合があります。）

4. 措置費受け取りの準備

毎月の措置費を受け取る里親の口座登録が必要です。御夫婦ともに里親登録されているのであれば、どちらかお一人の口座登録で構いません。

提出物 口座振替払登録届（新規）（里親登録時又は児童委託時に児童相談所がお渡しします。）
 通帳の写し
提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当又は、管轄の児童相談所

5. 在学（在園）証明書の提出

措置費のお支払いの根拠とするため、幼稚園以上の児童の委託を受けた際には、在学（在園）証明書の提出が必要です。在籍する学校や幼稚園から証明を発行していただくようお願いします。

提出物 在学（在園）証明書（別紙（1）、別紙（4）又は学校指定の書式）
提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

6. 児童手当受け取りの準備

委託期間にもよりますが、里親は委託児童の児童手当を受給することが可能です。受給可能な場合は児童相談所から必要な書類をお渡ししますので、申請してください。

- | | |
|-----|--|
| 提出物 | <input type="checkbox"/> 新規に児童を委託された場合
児童手当認定請求書（施設受給者用） |
| | <input type="checkbox"/> 委託児童数が増えた場合
児童手当額改定認定請求書額改定届（施設受給者用） |
| | <input type="checkbox"/> 措置決定通知の写し |

提出先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
-----	--

7. 児童名義の銀行口座の用意

児童の金銭の管理のため、児童名義の銀行口座の用意が必要になります。児童によっては、既に口座を持っている場合がありますので、口座の開設の必要性については児童相談所に御確認ください。

銀行からは、里親と児童の関係等について確認されることがありますので、口座開設に必要な書類（各銀行による）のほか、次の書類を銀行に持参してください。万が一、詳しい説明を求められることがあれば、お手数ですが、措置決定通知に記載されている児童相談所に問い合わせるようお願いください。

- | |
|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 措置決定通知の写し |
| <input type="checkbox"/> 委託証明書 |
| <input type="checkbox"/> 受診券 等 |

委託児童の措置が解除になったら（必要な事務手続き）

委託中の児童が家庭に復帰したり、養子縁組が成立した場合等は、措置解除になりますので、次の手続きが必要となります。

1. 「措置解除決定通知」の受け取り

児童相談所から、「措置解除決定通知」を受け取ります。これは、児童相談所が法律に基づき、児童の「里親委託」という措置の解除を決定したことを示します。内容を確認し、大切に保管してください。

2. 受診券の返却

措置解除後は、措置費（医療費を含む。）は支払われません。受診券も使用できなくなりますので、児童相談所にすみやかに御返却願います。

3. 児童手当の資格喪失申請又は減額申請

児童手当を受給していた場合は、児童の措置解除に伴い、資格喪失申請又は減額申請をする必要があります。必要な書類は措置解除時に児童相談所がお渡しします。

- 提出物
- 委託児童が全員措置解除になった場合
児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）
 - 里親委託中の児童が1人でも残る場合
児童手当額改定認定請求書額改定届（施設等受給者用）
 - 措置解除決定通知の写し

提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当



里親登録上の手続き



児童の委託の有無に関わらず、里親登録上、次のような場合には担当部署へ御相談・御報告くださいますようお願いいたします。

1. 住所や連絡先が変更になったとき

転居に伴い、住所変更や電話番号が変わるときは、事前に**管轄の児童相談所**まで御連絡ください。

提出物 ・里親登録事項変更届（児童相談所から送付します。）
提出先 **管轄の児童相談所**

2. 口座の変更をするとき

口座の登録情報が変更になったとき、または振込先の口座変更を希望される時は、必ず児童福祉担当あて連絡をしてください。手続きにお時間をいただくため、変更後の口座への入金は翌月以降からとなる場合がありますので、御了承ください。

提出物 ・口座振替払登録届（変更）（児童相談所又は児童福祉担当から送付します。）
・通帳の写し
提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当又は、**管轄の児童相談所**

1. 受診券の利用

児童一人ずつに、委託里親名及び住所が入った受診券が児童相談所から交付されます。医療機関にかかるときは、その受診券を（児童が保険に加入している場合は保険証も）提示することにより、診察が受けられます。受診券を使用した場合、基本的に窓口での医療費負担はありません。

2. 受診券や保険がきかない医療等

受診券や保険がきかない場合は、病院の窓口で一度、立替払いをしていただき、児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで措置費として請求してください。

医療を受けた都度、別紙（19）に領収書の写しを付けて送付してください。

※なお、年度ごとの予算になっているため、令和7年度の分は令和8年4月の締め切り日（必着）までに送付してください。（締切日は後日お知らせいたします。）

＜公費負担となる（措置費で支給できる）もの＞

- （1）インフルエンザ、おたふく風邪、水疱瘡などの各予防接種
- （2）眼鏡代（コンタクトレンズも含む）
- （3）歯科矯正費用（必ず事前に御相談ください）

児童の福祉上必要だと医師が認める場合に、費用を請求することができます。必ず事前に児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御相談のうえ、医師の診断書と治療計画書（書式自由。治療期間や費用がわかるもの。）を提出してください。その後は、通院の都度、費用（実費）を請求してください。

- （4）初診料
- （5）その他

事前に児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御相談ください。児童の福祉上医師が必要と認めるものについては、措置費として支給できる場合があります。

【補足】

受診券は、委託児童の銀行口座開設や、パスポート申請の際の公的な証明になります。児童の委託中は大切に保管してください。

住所表記のある受診券や、再発行を御希望の方は児童相談所の里親担当まで御連絡ください。

医療機関の窓口で、受診券の使用方法が分からない等の質問を受けた場合には、児童相談所の里親担当宛てに問い合わせるよう医療機関にお答えください。

進学や就職等、自立支援に関して（措置解除前後）

川崎市においても、児童の進学や就職等自立に向けた支援の充実を図っています。対象者自身が申請するものもございますので、措置解除後は、可能な範囲で対象者に案内していただきますよう、御協力をお願いいたします。

1. 措置費関係

（1）大学進学等自立生活支度費特別基準・就職支度費特別基準（措置費）の申請

大学等への進学や就職のために措置解除となる場合、大学進学等自立生活支度費や就職支度費が支給されます。加えて、保護者からの援助が見込まれない場合等は、特別基準の申請が可能です。ただし、公的年金の受給者である場合には対象となりませんので、措置元の児童相談所へお問い合わせください。

提出物 ・大学進学等自立生活支度費特別基準申請書＜別紙（20）＞
又は就職支度費特別基準申請書＜別紙（19）＞
・合格通知や採用証明書など、進学、就職及び児童の氏名が確認できる書類

提出先 措置元の児童相談所

（2）住居費加算（措置費）の請求

進学、就職等の理由で措置解除となった者が新たに住居を設定する場合、措置費として住居費加算が支払われます。住居設定に係る実費で礼金・仲介手数料・前家賃等を含み、上限は120,000円です。

提出物 ・賃貸借契約書の写し
・領収書の写し

提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

（3）里親委託・自立支援推進費（措置費）の活用

委託児童の、措置解除・措置変更に向けた調整や、措置解除・措置変更後の相談支援等（アフターケア）に必要な経費として、また、措置に向けた児童との交流に必要な交通費として、対象者1人あたり年間5万円を限度とする対象経費の実費が支払われます。対象経費は、交通費、食糧費、会場費、消耗品費、宿泊費とし、児童に同伴する里親に係る経費を含みます。（措置に向けた交流の場合は交通費のみで上限なしとなります。）食糧費については、食事等1人1回あたり1,000円を限度とします。

例えば、住居設定に伴った際の交通費、家庭訪問、交流にかかる経費などが対象になります。

提出物	・里親委託・自立支援推進費請求書<別紙(31)> ・所要経費、指導内容、訪問先等が確認できる書類
提出先	児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

2. 身元保証人確保対策事業の活用

里親に委託されている者または委託解除から本事業申請まで2年以内（5年以内に拡充予定）の者が、就職やアパート等を賃借する際に、里親が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結します。保険料は川崎市が支払うため、里親の負担はありません。詳しくは、『児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業 利用の手引き（全国社会福祉協議会）』を御覧ください。

申請については児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御相談ください。

<保証範囲>

(1) 就職時の身元保証

被保証人（委託解除児童）が、業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証金を支払います。

(2) アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅等に関し、被保証人（委託解除児童）との間で締結された賃貸借契約に基づき、賃主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証金を支払います。

- ア 家賃もしくは賃貸料および共益費の支払
- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払
- エ アからウの債務の履行遅延による遅延利息の支払

(3) 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して、保証金を支払います。

提出物	『利用の手引き』のとおり
提出先	児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

3. 児童自立生活援助事業の活用

措置解除となった者で、解除後も引き続き里親家庭等で生活することが必要な者に対し、自立に向けた必要な支援を実施するものです。

本事業を活用された場合は、措置解除後であっても、再度児童相談所の担当者（ケースワーカー）付き、児童相談所の担当者も加わりながら必要な支援を実施することとなります。

対象者の依頼により、里親が申請を行うことができます。

詳細については、児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御相談ください。

4. 奨学金などの活用（川崎市社会的養護奨学給付金事業）

川崎市では、里親家庭等から大学等へ進学する方を対象とした給付型奨学金事業を実施しています。

申請については児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御相談ください。

（1）大学等進学奨学金

里親家庭を満 18 歳に達する日の属する年度の4月1日以降に委託解除され（措置延長されている場合を含む。）、大学等に進学した方が対象です。給付金額は、国公立大学等は月額 3 万円、私立大学等は月額 5 万円で、返済義務はありません。他の奨学金を利用する方でも、本奨学金の申請が可能です。詳しくは『川崎市の給付型奨学金についてのご案内』を御覧ください。

提出物 案内のとおり

提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

（2）資格取得給付金

里親家庭を満 18 歳に達する日の属する年度の4月1日以降に委託解除された方（措置延長されている場合を含む。）が対象です。雇用保険法の一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座を対象に、受講料相当額（上限 20 万円）を支給します。詳しくは『川崎市の給付型奨学金についてのご案内』を御覧ください。

提出物 案内のとおり

提出先 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

5. 退所者相談支援の活用（川崎市社会的養護自立支援拠点事業）

川崎市では、社会的養護自立支援拠点事業（受託事業者 株式会社パソナ）を実施しており、里親委託中から措置解除後5年間、児童の自立へ向けた継続的なサポートを行っています。利用に際しては、児童の自立支援計画と合わせて検討し、利用申請いただく必要があるため、まずは児童相談所または株式会社パソナに御相談ください。具体的な事業内容に関してのお問い合わせは、直接、下記事業者へ問

い合わせていただいても構いません。詳しくは、チラシ（「社会的養護を必要とする子どもたちに私たちができること」）を御覧ください。

＜事業内容＞

- （１）委託中のサポート　　：自立に向けた生活相談、進学・就労に向けた準備支援　等
（２）措置解除後のサポート：定期的な状況確認、進学・就労・生活の困りごとの相談　等

事業所	所在地	問い合わせ先
株式会社パソナ 就労支援センター	幸区幸町２－５９３ モリファーストビル７階	(TEL) 044-271-1414 (FAX) 044-201-8408

また、本事業を利用する際の交通費については、里親委託・自立支援推進費（川崎市社会的養護自立支援拠点事業利用時分）として請求することができます。

提出物	・里親委託・自立支援推進費請求書（川崎市社会的養護自立支援拠点事業利用時請求書）＜別紙（２７）＞ ※（株）パソナの確認を受けた上で御提出ください、 ・所要経費、指導内容、訪問先等が確認できる書類
提出先	児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

1. 相談したいとき・話を聞いてほしいとき

児童相談所のケースワーカーや里親担当職員の外、川崎市には里親支援機関があります。川崎市には、乳児院・児童養護施設、NPO法人キアセット、かわさき里親支援センターさくら、里親会、かわさき社会的養育家庭をささえる会などの機関があります。お気軽に御相談ください。

2. お休みを取りたいとき・手伝ってほしいとき

(1) レスパイト・ケア

「レスパイト・ケア」という制度があります。これは児童の委託を受け養育している里親が一時的な休息を得るために、委託児童を他の里親や児童養護施設等に一時的に再委託するものです。取得理由は問いませんので、積極的に御利用ください。

利用については[措置元の児童相談所](#)まで御相談ください。

費用	利用する里親：負担なし 受け入れる里親又は施設：児童 1 人につき日額 2歳未満：8,640円　2歳以上：5,600円（川崎市が支給します。）
利用日数	児童相談所と要相談
提出物	レスパイト・ケア申請書 児童状況報告書
提出先	措置元の児童相談所

※利用の際、受入れ施設から健康診断書の提出を求められることがあります。診断書の発行にかかる費用は、措置費でお支払いすることができます。内訳が分かる領収書の写しを、児童福祉担当に送付してください。

(2) 里親養育援助事業

委託児童の養育負担軽減のため、児童相談所が援助者を里親家庭に派遣します。援助者の訪問による生活援助や軽易な相談援助を受けることができます。周囲に援助者になってもらいたい人がいるときは、その方に援助者登録をしていただく必要がありますので、児童相談所に御相談ください。

利用については[南部児童相談所](#)まで御相談ください。

費用	利用する里親：上限内の利用については負担なし 援助者 派遣時間 1 時間あたり 1,000 円（川崎市が支給します。）
利用時間	1 日あたり 5 時間、1 月あたり 10 時間が上限
提出物	養育援助申請書
提出先	南部児童相談所

里親委託措置費について

1. 里親委託措置費について

里親制度は、公的な責任の下で児童を育てる社会的な仕組みの一つですので、児童の養育に係る基本的な費用は「措置費」として行政が支給します。

(1) 支払項目

- 国で定める基準による措置費（法定分）と、市で定める基準による措置費（法定外分）があります。
- 毎月定額でお支払いすることになっている項目（里親手当、生活諸費など）と、必要に応じてかかった分だけ請求していただく項目（実費請求分といいます。）（学校給食費、教材費、見学旅行費、通学交通費など）があります。

(2) 支払方法

- 里親が指定する口座に振込みをします。
 - 当月分の措置費を、翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に支払います。例えば、4月分は5月25日に振込みます。
 - レスパイト・ケア委託費及び医療費の支払事務は児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当で行います。
- * 一時保護委託費の支払事務は児童相談所が行います。入金日や金額等の確認は児童相談所へお願いします。

(3) 支払内訳の通知

- 措置費の支払後、「里親委託措置費内訳書」を各里親あてに送付します。法定分と法定外分の内訳をそれぞれ発行しておりますので御確認ください。
- 支払金額等に御不明な点がありましたら、児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当または、川崎市児童保護措置費等支弁事務処理センターまで御連絡ください。

(4) 実費請求分の請求方法

- **(5)に記載する期日までに、オンライン手続きかわさきの専用フォームからご提出
又は児童福祉担当までご郵送いただきますようお願いいたします。**

(5) 実費についての請求期限

- 原則として、毎月10日までに到着した証明書類については、当月中にお支払いします。毎月10日に間に合わなかった分については、翌月分での支払になります。
- 措置費は年度ごとの予算になっているため、令和7年度の方は令和8年4月の締切日までに必ず御請求ください。（締切日は後日お知らせします。）
- 諸事情で請求が締め切り日を過ぎてしまう場合は、事前に児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当まで御連絡ください。

★マークは、しおりの改訂に伴い、内容の変更・追加をしたものです。

共通

Q1 在学・在園証明書は毎年提出しなければなりませんか？

→在学・在園証明書は、その年度における学年等に応じた措置費を支給するための根拠書類となりますので、次に該当する場合は必ず御提出ください。

- ① 幼稚園・高等学校及び特別支援学校高等部に在学をしている児童がいるとき⇒**毎年年度当初に必要**になります。
- ② 小学校・中学校に進学する児童がいるとき⇒**入学した年の年度当初**に御提出ください。その後の進級時には原則不要です。
- ③ 所属する学校が変わったとき（転校・進学）⇒新しく児童の委託を受け、児童が幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校高等部に籍を置くときに必要になります。
- ④ 保育園に在園されている場合⇒3歳以上で保育園に在園されている場合は、学齢前教育費の認定対象です。ご入園・転園される場合に登園が確認できる書類（個別に御相談ください）をご御提出ください。また、退園される場合もご連絡ください。 <別紙（1）、（4）>

Q2 パスポートはどのように取得するのですか？

→措置決定通知書及び里親さんが記入したパスポート取得理由書（書式自由）をパスポートセンターへ御提出ください。

Q3 眼鏡代は請求できますか？

→できます。別紙（19）と別紙（21）を御提出ください。眼科で眼鏡処方箋を出してもらった場合はその写し、眼鏡購入時の領収書（コピー可）を添付してください。 <別紙（19）、（21）>

Q4 コンタクトレンズ代は請求できますか？

→できます。別紙（19）と別紙（21）を御提出ください。眼科で眼鏡処方箋を出してもらった場合はその写し、眼鏡購入時の領収書（コピー可）を添付してください。 <別紙（19）、（21）>

※児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な最小限度のものとなります。または、カラーコンタクトレンズや伊達眼鏡は対象外です。

Q5 インフルエンザの予防接種代は請求できますか？

→できます。別紙（19）の医療費請求書に、病院からの領収書を添付して御提出ください。

<別紙（19）>

Q6 通学定期はどのように請求したらいいですか？

→小・中学生、特別支援学校高等部、高等学校に在籍する児童については、国の基準で、最も経済的な方法と経路による通学定期券又はこれに準ずる交通費の実費が支払われます。別紙（6）に必要事項を記入し、定期券を購入した際に証明をもらうか、定期券のコピーを添付してください。

Q7 通学定期を紛失してしまいました。新しい定期券の購入費は請求できますか？

→原則として定期券の再発行をお願いします。再発行については交通機関へお問い合わせください。

Q8 交通系 IC カード (PASMO や Suica) の定期券を購入しましたが、デポジット (預り金) の 500 円は請求できますか？

→できません。カードが不要になった場合にはデポジット (預り金) が返却されますので、措置費としてはお支払いしません。

Q9 学習塾など学校以外での学習に係る費用は支払われますか？

→支払われるものもあります。次の3点は支払対象となります。

- ① 学習塾…小学生～高校生が対象。入学金、授業料 (月謝)、講習会費、模擬テスト代、交通費等が対象となります。
- ② 家庭教師…小学生～高校生が対象。家庭教師等を里親宅に招き個別学習支援を行う方法により実施した場合に対象となります。
- ③ 学習指導費…小学生～高校生が対象。地域のNPO法人や各種団体が実施する学習支援を利用する場合の経費、自宅学習を行う場合における市販の教材等の購入経費が、本費目により支払対象となります。

※ただし、①、②の併用はできません (③は併用可)。

また、ピアノ、舞踊、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などのいわゆる習いごとの費用は支払対象となりません。

…「川崎市の学習支援費加算についてのご案内」参照

Q10 奨学金や減免措置等にはどんなものがありますか？

公的な奨学金や減免措置は次のようなものなどがあります。

- ① 就学援助制度 (川崎市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由で困っている方への学用品費、給食費、修学旅行費などを援助する制度) …委託措置費で必要な経費を支払うため、該当しません。申請しないよう御注意ください。
- ② 神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金 (県内の私立高校、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程に学ぶ生徒の入学金及び授業料の軽減を受ける制度、返還指定なし) …学費軽減申請書に児童相談所から送付される措置決定通知書をつけて学校を通じて申請してください。授業料等の軽減が実施されます。(措置費から差引くこととなります。)
- ③ 神奈川県高等学校奨学金 (県内の高等学校、中等教育学校後期課程、盲・ろう・養護学校高等部・専修学校高等課程に在籍する県内在住の生徒への奨学金、返還規定あり) …学校にある申込書に記入し、措置決定通知書をつけて学校を通じて申請してください。
- ④ 大学等への進学にかかる奨学金については、15 ページを御覧ください。
- ⑤ 神奈川県社会福祉協議会による自立支援資金貸付事業 (詳細は県社会福祉協議会のHPを御覧ください)

さい)

⑥ 日本学生支援機構による給付奨学金（詳細は日本学生支援機構HPを御覧ください）

- ここに掲載した公的な奨学金や減免措置のほか、その学校独自の軽減制度などがある場合もあります。検討している進学先の情報にお困りの際は、一緒に確認をしますので、里親担当までご相談ください。
- ②、③は進学後に進学先の学校を通して申請をする必要があります。短期間での申請が必要となる場合がございますので、学校からの案内にご注意ください。

幼稚園・保育園児

Q1 1 幼稚園・保育所 在園証明書の年齢の欄はどのように書けばいいですか？

→年少、年中、年長のいずれかを記入してください。

<別紙(1)>

Q1 2 幼稚園・保育所費の請求はどのようにしたらいいですか？

→幼稚園・保育所費は、当該年度の就園経費の合計額から、幼児教育無償化分として受領した金額を差し引いた額を措置費として請求できます。保育所も同様に就園経費について請求できます。別紙(2)により、幼稚園・保育所に就園経費の証明を受けたのち、別紙(3)を用いて措置費請求額を計算し、証拠書類を付けて御提出ください。

小・中学生・特別支援学校高等部

Q1 3 在学証明書の通学区分の欄はどのように書けばいいですか？

→徒歩通学の場合は「徒歩」、公共交通機関を利用する場合は「電車」「バス」等と記入してください。

<別紙(4)>

Q1 4 実費で支払われる教材とは？★

→教科書や、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するもの（学校において当該学年の全児童が必ず購入することになっている教材）です。なお、正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類も、実費が支払われます。

例：教科書、辞書、絵の具セット、習字セット等、等

<別紙(5)>

Q1 5 PTA 会費、生徒会費、スポーツ振興費などの学校納付金の請求はできますか？

→できません。これらの納付金は教育費の「一般分」に含まれます。また一般分には、ノートや筆記具などの一般学用品が含まれます。

Q1 6 学校給食費はどのように請求したらいいですか？★

→令和3年度から、川崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に通うお子さんの分は、児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当が川崎市教育委員会に金額を確認してお支払いしますので、里親さんが児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当に請求する必要はありません。

それ以外の小学校・中学校（市外・私立）に通うお子さんの分は、別紙(5)により学校長の証明を受けてから請求してください。当該年度分をまとめて年度末に請求していただいても構いませんが、定期的なご請求をお願いいたします。 <別紙(5)>

Q1 7 修学旅行、遠足、社会科見学の費用は全額請求できますか？

→できます。修学旅行費については国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分として支払われます。遠足、社会科見学の費用は、全額市加算分で支払われます。小遣いについては学校で定められた額を計上して差し支えありません。 <別紙(5)>

Q18 臨海・林間学校の費用は全額請求できますか？

→できます。学校主催の、当該学年の児童全員が参加する行事であれば、国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分で支払われます。小遣いについては学校で定められた額を計上して差し支えありません。

<別紙(5)>

Q19 中学生の部活動に係る費用は請求できますか？

→部活動に必要な道具代は支払われます。別紙(7)により、学校外で購入した物については領収書(コピー可)を添付して、学校長の証明を受けて御提出ください。また、遠征でかかった交通費については、別紙(9)により請求してください。

例：テニス部の全員が購入するテニスラケット・・・別紙(7)

県大会出場のための電車賃・・・別紙(9)

<別紙(7)、(9)>

Q20 卒業に際して、卒業アルバムの送料や記念写真代の請求はできますか？

→できません。アルバム代のみ支払われます。

<別紙(5)>

高校生・その他

Q21 高校の授業料、教科書代、制服代などは請求できますか？

→できます。「特別育成費」として国が定める上限の範囲内で支払われます。対象となる主な費用は入学金、授業料、教科書代、制服代、クラブ活動費です。別紙(29)により請求してください。(対象となるか不明な費用については事前にお問合せください)

<別紙(29)>

なお、通学交通費、学習塾費、修学旅行の費用は別紙(29)には記入せず、専用の様式で請求してください。(それぞれ別紙(6)、(8)、(5))

Q22 修学旅行の費用は全額請求できますか？

→できます。修学旅行費については国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分で支払われます。

<別紙(5)>

Q23 就職支度費はどのようなときに支払われますか？

→**児童が就職するため措置が解除となること**を条件に、その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費として、措置が解除される日の属する月の措置費等として支払われます。国が定める基準額と市の基準額があります。雇用先の採用証明書等(書式自由)を御提出ください。

Q24 就職支度金はアルバイトとして働く場合も支払われますか？

→正規雇用以外の場合でも支払われます。

Q25 大学進学等自立生活支度費はどのようなときに支払われますか？

→**児童が大学等へ進学するため措置が解除となること**を条件に、その児童の進学に際し必要な学用品、参考図書類の購入費として、措置が解除される日の属する月の措置費等として支払われます。市基準の加算については、大学と専門学校とで額が異なります。進学先の合格通知書等（書式自由）を御提出ください。 <別紙（16）、（17）>

Q26 就職しながら大学等に進学する場合は、何か支払われますか？

→措置解除後、昼間に働きながら夜間に大学等へ通う場合など、就職支度費、大学進学等自立生活支度費のどちらにも該当する場合は、国で定められた単価について重複して支払われます。（特別基準は1件のみ）

なお、市の加算については、就職支度費あるいは大学進学等自立生活支度費のいずれか1件のみです。



措置費に関する書類送付・問合せ先



〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

問い合わせ先

川崎市児童保護措置費等支弁事務処理センター

電話番号：044-222-7325

開設時間：9:00～18:00（土日祝及び年末年始を除く）

児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

電話 044-200-2929（直通） FAX 044-200-3638

メールアドレス 45zidohu@city.kawasaki.jp



その他の問合せ先



南部児童相談所（中央児童相談所） — 里親担当

〒212-0058 川崎市幸区鹿島田1-21-9

電話 044-542-1234（代表電話）

FAX 044-542-1505

中部児童相談所 — 里親担当

〒213-0011 川崎市高津区久本1丁目4番1号

電話 044-877-8111（代表電話）

FAX 044-877-8733

北部児童相談所 — 里親担当

〒214-0038 川崎市多摩区生田7-16-2

電話 044-931-4300（代表電話）

FAX 044-931-4505

